

重要事項説明書

本重要事項説明書は当事業者と指定特定相談支援のサービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	3
3. 事業実施地域.....	4
4. 営業時間.....	4
5. 職員の体制.....	4
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
7. サービスの利用に関する留意事項.....	6
8. サービス実施の記録について.....	6
9. 損害賠償保険への加入.....	6
10. 苦情の受付について.....	6

相談支援事業所シンシア
当事業所は高崎市の指定を受けています。
指定No. 1030201501

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 プライム
所在地	群馬県高崎市京目町201-2
電話番号	027-381-6171
代表者氏名	理事長 小山 眞
設立年月	平成26年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・平成26年4月1日
事業の目的	事業所が行う障害者総合支援法に基づく指定相談支援の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者の意思及び人格を尊重し、適切な指定相談支援を行うことを目的とする。
事業所の名称	相談支援事業所 シンシア
事業所の所在地	群馬県高崎市飯塚町1042
電話番号	027-384-4036
管理者氏名	飯田 エミ子
事業所の運営方針について	<p>1 事業所は、指定相談支援を利用する障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。</p> <p>2 指定相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。</p> <p>3 指定相談支援の実施に当たっては、関係市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
開設年月	平成26年4月1日
事業所が行なっている他の業務	就労継続支援(B型) 就労移行支援 共同生活援助

3. 事業実施地域

高崎市全域、前橋市西部

4. 営業時間

営業日	月曜～金曜（夏期休暇、国民の祝日及び年末年始を除く）
受付時間	月曜～金曜 9時～17時（夏期休暇、国民の祝日及び年末年始を除く）
サービス提供時間帯	月曜～金曜 9時～17時（夏期休暇、国民の祝日及び年末年始を除く）

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名	名	0.1名		
2. 相談支援専門員	2名	1名	1.6名		

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容（第3条～6条参照）

①サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

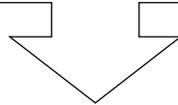
〈サービス等利用計画の作成の流れ〉

①相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

②利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成します。

③相談支援専門員は、作成したサービス等利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

④相談支援専門員は支給決定または地域相談支援給付決定を踏まえて、サービス等利用計画案をもとに、指定障害者福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業所その他との連絡調整を行う事や、サービス担当者会議の開催等により、該当サービス等利用計画案の内容について説明、担当者や専門的知見から意見を求め、必要な変更を行い、この内容を利用者又は家族に説明し、文章により同意を得て、サービス等利用計画を作成します。作成したサービス等利用計画は利用者及び家族、公的機関（市役所）、担当者に交付します。



⑤相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス提供事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に関わる申請の勧奨を行います。このモニタリングに当たっては、利用者及び家族、福祉サービス等の事業を行う者との連絡を継続的に行い、定められた期間ごとに訪問し、利用者等に面接するほかその結果を記録します。

②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等に対して定められた期間に置いて訪問を行います。
- ・サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・計画相談給付費支給対象者のうち、継続サービス利用支援のモニタリング期間が「毎月ごと」である利用者に関しては、利用者負担合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

（２）利用料金（第7条参照）

①サービス利用料金

指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。

なお、代理受領した利用料の額については、通知させていただきます。

②交通費

通常の事業実施地域外の地区（高崎市・前橋市西部外）にお住まいの方で、居宅を訪問してサービスを利用した場合には交通費の実費をサービス提供後、事業所に現金でお支払いいただきます。

- 公共交通機関を利用した場合・・・公共交通機関の定める運賃
- 事業所の自動車を利用した場合・・・移動距離（km）×20円

7. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等（サービス利用等ご相談番号）にご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料（白黒コピー1枚10円）などの諸費用は、利用者の負担となります。閲覧・複写の受付時間は下記に記載しています。）保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

閲覧・複写の受付	月曜～金曜 9時～17時 (夏期休暇、国民の祝日及び年末年始を除く)
----------	---------------------------------------

9. 損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
保険名 しせつの損害補償

10. 苦情等の受付について（契約書第15条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係 < 苦情受付窓口 (担当者) 山口 良子 >

○受付時間 月曜～金曜 9時～17時 ○電話番号 027-384-4036
(国民の祝日、夏期休暇、年末年始 12/29～1/3 を除く)

< 苦情解決責任者 (管理者) 飯田 エミ子 >

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	連絡先
天田 和也	027-325-0111 (社会福祉士・社会福祉法人プライム評議員)
横澤 岳志	027-350-3500 (精神保健福祉士・群馬病院くわのみハウス)

(3) 行政機関その他苦情受付機関

高崎市役所 障害福祉課	所在地 群馬県高崎市高松町35番地1 電話番号 027-321-1245 F A X 027-327-6470 受付日 月曜日～金曜日 (国民の祝日及び年末年始 12/29～1/3 を除く) 時 間 8:30～17:15
前橋市障害福祉課	所在地 群馬県前橋市朝日町三丁目36番17号 電話番号 027-220-5713 F A X 027-223-8856 受付日 月曜日～金曜日 (国民の祝日及び年末年始 12/29～1/3 を除く) 時 間 8:30～17:15
群馬県運営適正化委員会 (群馬県社会福祉協議会に 設置)	所在地 群馬県前橋市新前橋13番地12 (群馬県社会福祉協議会 内) 電話番号 027-255-6033 F A X 027-255-6173 受付日 月曜日～金曜日 (国民の祝日及び年末年始 12/29～1/3 を除く) 時 間 8:30～17:15

令和 年 月 日

指定相談支援サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

事業所名 相談支援事業所 シンシア

管理者名 飯田工ミ子

説明者職名 相談支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定相談支援サービスの提供開始に同意し、受領しました。

利用者住所

氏名 印

この重要事項説明書は、厚生労働省令第173号(平成18年9月29日)第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

別紙（サービス利用料金表）

厚生労働大臣が定める基準額（下表）を支給決定市町村より代理受領しますので、利用者のみなさまの利用者負担金はありません。

●計画相談支援

内容	報酬単価	サービス利用料金
利用支援Ⅰ	1,462単位	15,146円
継続利用支援Ⅰ	1,211単位	12,546円

※令和元年10月改正

●加算

内容	報酬単価	サービス利用料金
計画相談担当者会議実施加算	100単位	1,036円
計画相談モニタリング加算	100単位	1,036円
行動障害支援体制加算	35単位	362円
精神障害者支援体制加算	35単位	362円

※単位数単価 10,360円